

令和4年9月22日	
所 属	料金担当課
所属長	玉井 健二朗
電 話	06-6489-7406

一使用者の下水道使用料の一部未払いについて

一使用者（事業所）において下水道使用料が長期にわたり一部未払いであったことが判明しました。主な内容は以下のとおりです。なお、これにかかる下水道使用料等については、利用されていた全ての期間に対して納付されることとなっております。

1 事業所名

三菱電機株式会社伊丹製作所

2 未払理由

排水にかかる減量申告の誤記、地下水利用の申告漏れ

3 対象期間

平成6年4月～令和3年12月

4 総支払金額

約14.3億円

5 その他

別添（三菱電機株からの資料）のとおり。

以 上

尼崎市への一部未払い下水道使用料の納付について

三菱電機株式会社は、当社の伊丹製作所（兵庫県尼崎市）が尼崎市に申告していた伊丹製作所を含む当社地区内の下水道使用量に誤りがあり、1994年から約27年にわたって下水道料金の一部に未払いが生じていたことが社内調査で判明し、尼崎市へ報告の上、未払い期間や支払額の調査と相談を進めてきました。今般、支払額について尼崎市と合意しましたので、お知らせします。

公共の水道インフラの維持や更新の財源となる下水道使用料の一部を長期にわたってお支払いできておらず、尼崎市と市民の皆様にご迷惑をお掛けしたことを深くお詫び申し上げます。

記

1. 一部未払いの概要と原因

伊丹製作所は、尼崎市の「汚水排水量の減量認定制度^{*1}」の認定を受けて、下水道使用料の一部が減免されています。過去、伊丹製作所では水の蒸発を利用する冷却塔を用いた水冷式空調機を多く使用していたため、1994年に同制度の適用を受け、2カ月毎に使用水量から蒸発水量を差し引いて下水道使用量として申告していました。

その後、水冷式から空冷式へと設備が更新され、水冷式冷却塔の撤去が進みましたが、その際に蒸発水量の見直しが漏れたまま下水道使用量を申告していました。また、1995年から下水道への排出を開始した地下水の水量についても申告が漏れており、下水道使用料の一部未払いが継続していました。

^{*}1 水道を使用した水量が蒸発などで公共下水道へ流れない場合は、その量を減じることができる制度

2. 一部未払い期間と総支払額

[該当期間] 1994年4月から2021年12月までの約27年間

[総支払額] 約14.3億円^{*2}

[納付完了日] 2022年9月30日（予定）

^{*}2 一部はすでに納付を終えています

3. 再発防止

伊丹製作所を含む当社地区内の下水道使用量を正しく計測のうえ、新たな申告漏れや支払い漏れが生じないように、排出する下水管理の運用を改め、徹底してまいります。

4. 本件に関するお問い合わせ先

<報道関係からのお問い合わせ先>

三菱電機株式会社 コーポレートコミュニケーション本部 広報部

〒100-8310 東京都千代田区丸の内二丁目7番3号

TEL 03-3218-2332 FAX 03-3218-2431

<お客様からのお問い合わせ先>

三菱電機株式会社 伊丹製作所 総務部 総務課

〒661-8661 兵庫県尼崎市塚口本町八丁目1番1号

TEL : 06-6497-8005

以上